

平成22年12月1日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ホ)第2282号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・奈良地方裁判所平成21年(ワ)第837号)

口頭弁論終結の日 平成22年9月29日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控 訴 人                    プロミス株式会社  
同代表者代表取締役        久     保                    健  
同訴訟代理人弁護士        宮     本                    幸     裕

被 控 訴 人  
同訴訟代理人弁護士        谷     口                    豊     廣

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、142万1328円及びこれに対する平成21年9月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じこれを10分し、その2を被控訴人の、その余を控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、主文第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人に対して142万1328円及びこれに対する平成21年9月29日から年5%の割合による利息を超えて支払を命じた部分を取り消す。
- 2 前項の取消部分につき被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

1 被控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、平成元年5月9日から平成15年8月27日まで金銭貸借及び弁済（以下「本件取引」という。）を行ったが、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）所定の利息の制限額を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生し、かつ、控訴人は悪意の受益者であるから、これに民法所定の年5%の割合による利息を付して返還すべきである（民法704条）として、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金160万2254円と平成15年8月27日までの利息総額1万3382円の返還、及び過払金について同月28日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による利息の支払を求めた。

控訴人は、悪意の受益者であることを争い、過払金元本142万1328円とこれに対する訴状送達日の翌日である平成21年9月29日から支払済みまで年5%の割合による利息（遅延損害金）の限度で支払義務を認めた。

原審は、控訴人が悪意の受益者であると認定し、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人が控訴した。

## 2 前提事実

被控訴人は、登録貸金業者の控訴人と、利息制限法所定の最高制限利率を超過する利息を定め、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の各「年月日」に各「借入金額」欄記載の金員を借り入れ、各「弁済額」欄記載の金員を返済し、本件取引をした。

## 3 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 本件の争点は、控訴人が民法704条の「悪意の受益者」か否かである。
- (2) 争点に関する当事者の主張

ア 被控訴人

(ア) 控訴人は、登録貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超過する金利で貸付けをしたと知りながら被控訴人から弁済を受けていた者であるから、悪意の受益者である。貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につきいわゆる「みなし弁済」規定（貸金業法43条1項）の適用が認められない場合、当該貸金業者は、みなし弁済規定の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り、悪意の受益者と推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

(イ) 最高裁平成21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁、同月14日第三小法廷判決・裁判集民事231号357頁は、上記平成19年7月13日判決を前提に、最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という。）の言渡前は、期限の利益喪失特約下の利息制限法所定の制限利率超過利息の支払というだけでは任意性は否定されないとの学説や裁判例が多数であったことから、貸金業者がみなし弁済の成立が否定されないとの認識を有したとしてもやむを得ない旨判示したに過ぎない。判例は一貫して貸金業法17条所定の書面（以下「17条書面」という。）及び18条所定の書面（以下「18条書面」という。）の交付について厳格な要件を求めており、貸金業者が悪意の推定を破るには、これらの書面が交付されていたことを立証しなければならない。

(ウ) ところが、控訴人は、被控訴人に対し、適時に適式の17条書面、18条書面を交付していない。すなわち、平成5年1月25日に締結した基本契約に関する契約書は被控訴人に交付されていないし、他の基本契約締結の際に交付した契約書面には貸付額の記載がなく、17条書面と

して不十分である。個別貸付けに関する17条書面の交付、各返済に関する18条書面の交付もされていない（控訴人がATMによる取引の際に交付されたと主張する「ATM領収書兼ご利用明細（書）」（乙9の1ないし208）はひな形を用いた再現に過ぎず、本件において実際に被控訴人に交付されたことの証拠とならない。また、被控訴人は、控訴人に対し、平成元年7月3日に1万円、同年12月26日に1万円、平成2年12月27日に3512円、平成5年1月25日に6680円を、いずれも控訴人の店頭において弁済しているが、控訴人は、これらについて18条書面の写しを提出していない。）。

控訴人は、本件取引当時、17条書面、18条書面交付の体制を整えておらず、真にみなし弁済成立の認識を有してはいなかったし、そのような認識に至ったことについてもやむを得ない事情はない。

(エ) 以上により、控訴人は、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、被控訴人に対し、過払金元本160万2254円、取引が終了した平成15年8月27日までの過払利息1万3382円、上記過払金元本に対する同月28日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による利息を支払う義務を負う。

#### イ 控訴人

(ア) 民法704条の「悪意の受益者」とは、不当利得の受領当時、その利得が法律上の原因を欠くと知っていた者をいい、当時の営業活動、交付書面の状況等を総合的に判断し、当時の状況下で過払金の発生を免れ得ないと考えていたか否か（主観的要件）により判断されるべきである。平成18年判決以前は、みなし弁済規定の適用に努力を続けていた貸金業者は、悪意の受益者と評価されない（前掲最高裁平成21年7月10日判決、同月14日判決）。

(イ) 控訴人は、みなし弁済規定の適用を受けるべく努力し、被控訴人に対

し、17条書面、18条書面を交付しており（被控訴人は、そのすべての取引を控訴人の自社ATMで行っており、18条書面の交付に欠けるところはない。）、前掲最高裁平成19年7月13日判決までは、みなし弁済の成立が認められるか、そうでなくとも善意と評価されていた。

(ウ) 控訴人が被控訴人に対し支払うべき過払金元本は、別紙2「計算書」とおり142万1328円であり、これに対する訴状送達の日翌日である平成21年9月29日から支払済みまで年5%の割合による利息（遅延損害金）の限度で支払義務を認める。

#### 4 当審における当事者の主張

##### 〔控訴人〕

(1) 原判決は、控訴人が、本件取引について、17条書面及び18条書面を欠かさず被控訴人に交付したか、一部適時の交付を欠いたがそれには合理的で相当な理由があることについて、個別具体的に主張立証しないとして、前掲最高裁平成19年7月13日判決のいう「特段の事情」を認めなかった。

しかし、18条書面は債務者に交付するものであり、貸金業者が保管するものではないから、貸金業者が「特段の事情」を証明するために、18条書面の原本・写しを個別具体的に提出することは不可能である。

そのため、控訴人は、原審において、本件取引当時、被控訴人のようにATMを利用する者は必ずATMから18条書面が交付されるようになっていたことを説明した上で、当時使用されていた書面のひな形をもとに取引データを挿入し、当時交付されていた18条書面を復元した。したがって、控訴人が18条書面を交付していたことが認められるべきである。

17条書面についても、契約書である17条書面を作成しなければ取引自体開始できないのであるから、不交付ということはありませんし、交付された書面は当時17条書面として必要とされていた要件を全部満たしていたものである。

- (2) 仮に控訴人が被控訴人に交付した書面が、17条書面、18条書面の要件を一部満たしていなかったとしても、当時要件不具備を問題にする最高裁の判例は少なかったし、控訴人は、最高裁の判例が新たな基準を提示することにより、みなし弁済規定の適用を受けようとして、迅速に対応していたのであるから、上記「特段の事情」があることは明らかである。

〔被控訴人〕

控訴人の主張は争う。控訴人において、適時に適式の17条書面、18条書面が交付されたこと自体立証されていない。控訴人が交付したと主張する17条書面は、法定の記載要件を満たしていない。そして、17条書面の記載の不備を正当化する学説・裁判例が大勢を占めていたとはいえない。

18条書面の交付についても、大手業者の中には、訴訟において逐一18条書面の写しを提出する業者もいるのに、控訴人は18条書面の写しを1枚も提出していないのであって、同書面が交付されたといえないことは明らかである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 控訴人の悪意について

- (1) 証拠（甲1、乙1、6ないし8、9の1ないし208、12）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 控訴人は、平成元年5月9日、控訴人の店頭において、被控訴人との間で、借入極度額を15万円とする極度借入基本契約を締結し、15万円を貸し付けた。その際、控訴人は、被控訴人に対し、極度借入基本契約書（乙6）を交付した。この極度借入基本契約書には、借入極度額を15万円とするほか、借入利率、遅延利率、利息計算方法、遅延利息計算方法、支払期限、元金返済方法、支払金の充当順位、借入場所及び借入方法、支払場所及び支払方法の記載がされている。しかし、貸付額の記載はない。また、上記15万円を貸し付けた際に17条書面として交付された書面の写しは証拠として提出されていない。

イ 控訴人は、同年11月1日、控訴人の店頭において、被控訴人との間で、借入極度額を20万円とする極度借入基本契約を締結した。その際、控訴人は、被控訴人に対し、極度借入基本契約書（乙7）を交付した。この極度借入基本契約書には、アの極度借入基本契約書（乙6）と同様の事項についての記載がなされている。

ウ 控訴人は、平成2年12月27日、控訴人の店頭において、被控訴人との間で、借入極度額を30万円とする極度借入基本契約を締結し、11万7056円を貸し付けた。その際、控訴人は、被控訴人に対し、極度借入基本契約書（乙8）を交付した。この極度借入基本契約書には、借入利率並びに利息の計算方法、遅延利率ならびに遅延利息の計算方法、元金及び利息の支払期限、元金の返済方式、任意増額支払、支払金の充当順位、借入場所及び借入方法、支払場所及び支払方法、リボルビング方式の場合の返済回数および最終支払期限が記載されている。しかし、貸付額の記載はない。また、上記11万7056円を貸し付けた際に17条書面として交付された書面の写しは証拠として提出されていない。

エ 控訴人は、平成5年1月25日、控訴人の店頭において、被控訴人との間で、借入極度額を50万円とする極度借入基本契約を締結し、20万6000円を貸し付けた。この基本契約についての契約書は証拠として提出されていない。また、上記20万6000円を貸し付けた際に17条書面として交付された書面の写しも証拠として提出されていない。

オ 控訴人と被控訴人との本件取引は、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の各「年月日」欄、各「借入金額」欄、各「弁済額」欄記載のとおりである。このうち、平成元年5月9日の借入、同年7月3日の弁済、同年12月26日の弁済、平成2年12月27日の弁済及び借入、平成5年1月25日の弁済及び借入は控訴人の店頭でなされたものであるが、それ以外の弁済及び借入は、控訴人の設置するATMでなされた。

上記の店頭における弁済についての18条書面の写しは、証拠として提出されていない。

カ 控訴人は、店頭取引の場合、その都度、取引内容を「計算書／領収書兼ご利用明細書」（乙12の別紙3は昭和63年ころに使用していたもの）のひな形に印字し、17条書面、18条書面として顧客に交付する体制をとっていた。

控訴人は、ATM取引の場合、その都度、顧客に対し、17条書面又は18条書面として、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」と題する書面を交付する体制をとっていた（乙9の1ないし208はその再現である。）。

上記17条書面として顧客に交付された書面は、基本契約締結時に交付される極度借入基本契約書の補完により、リボルビング方式の貸付けをしたときに17条書面に記載すべき事項（最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁参照）を除き、ほぼ貸金業法及び同法施行規則が求める17条書面の記載事項を記載している（平成14年10月1日以降のATM取引においては、「ATM領収書兼ご利用明細書」単体で、ほぼ17条書面の記載事項を記載している。）。

また、上記18条書面として顧客に交付された書面は、「契約年月日」の記載を除き（平成18年判決参照）、ほぼ貸金業法及び同法施行規則が求める18条書面の記載事項を記載している。

(2) 被控訴人は、控訴人が被控訴人に対し、適時に適式の17条書面、18条書面を交付していないと主張するので検討する。

前記認定のとおり、平成5年1月25日締結の極度借入基本契約についての契約書は証拠として提出されていない。しかし、前記(1)アないしウで認定したところによれば、控訴人においては、顧客との間で極度借入基本契約を締結した場合には、極度借入基本契約書を作成し交付する体制をとっており、現に本件においても、平成元年5月9日、同年11月1日及び平成2年12



月27日に極度借入基本契約を締結した際には、基本契約書が作成交付されていたものである。かかる体制に反し、平成5年1月25日の極度借入基本契約に限って基本契約書を交付しない理由があったとは考えがたく、同日の基本契約についても、基本契約書が作成交付されたと推認するのが相当である。また、その記載内容は、少なくとも平成2年12月27日の極度借入基本契約締結の際に作成された基本契約書（乙8）と同様の事項が記載されていたと推認するのが相当である。

平成元年5月9日、同年7月3日、同年12月26日、平成2年12月27日、平成5年1月25日に控訴人の店頭でなされた個別の弁済又は借入につき、17条書面又は18条書面として交付された書面の写しは証拠として提出されていない。しかし、前記認定のとおり、控訴人においては、店頭取引の場合、その都度、取引内容を「計算書／領収書兼ご利用明細書」のひな形に印字し、17条書面、18条書面として顧客に交付する体制をとっていたものであり、かかる体制に反し、上記弁済又は借入につき、上記書面を交付しない理由があったとは考えがたく、上記弁済又は借入についても、「計算書／領収書兼ご利用明細書」が作成交付されたと認めるのが相当である。

また、被控訴人は、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」（乙9の1ないし208）は、実際にATMによる貸付け及び返済の都度、控訴人から被控訴人に交付されたものではなく、その再現に過ぎないとして、ATMによる貸付け及び返済の都度、適式な17条書面又は18条書面として書面が交付されたと認めることはできないとするが、前記認定のとおり、控訴人においては、ATM取引の都度、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」と題する書面を交付する体制をとっていたと認められるのであって、本件取引においても、「ATM領収書兼ご利用明細（書）」（乙9の1ないし208）と同様の書面が17条書面又は18条書面として被控訴人に交付されたと推認するのが相当であり、これを左右するに足りる証拠はない。

(3) 以上認定の事実によれば、控訴人は、本件取引の都度、17条書面として極度借入基本契約書、「計算書／領収書兼ご利用明細書」、「ATM領収書兼ご利用明細(書)」を、18条書面として「計算書／領収書兼ご利用明細書」、「ATM領収書兼ご利用明細(書)」を被控訴人に交付していたところ、17条書面として交付された「計算書／領収書兼ご利用明細書」、「ATM領収書兼ご利用明細(書)」は、基本契約締結時に交付される極度借入基本契約書の補完により、ほぼ貸金業法及び同法施行規則が求める17条書面の記載事項を記載し(平成14年10月1日以降のATM取引においては、「ATM領収書兼ご利用明細書」単体で、ほぼ17条書面の記載事項を記載していると認められる。)、18条書面として交付された「計算書／領収書兼ご利用明細書」、「ATM領収書兼ご利用明細(書)」も、ほぼ貸金業法及び同法施行規則が求める18条書面の記載事項を記載しているものと認められるのであって、若干の事項(リボルビング方式の貸付けをしたときに17条書面に記載すべき事項、18条書面に記載すべき契約年月日)については現在までの判例に照らし同法の求める記載がされていなかったとすべき書面があるものの、本件取引の当時に行政庁のガイドライン等により示していた指針や裁判例の動向等(当裁判所に顕著である。)に照らすと、控訴人がみなし弁済が成立するものとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。そうすると、控訴人は、本件取引につき「悪意の受益者」であるとはいえず、その返還すべき過払金に受益の時から利息を付することはできないというべきである。

(4) 本件取引の経緯は、別紙1「利息制限法に基づく法定金利計算書」の各「年月日」欄、各「借入金額」欄、各「弁済額」欄記載のとおりであるところ、本件取引終了日である平成15年8月27日までの過払金に利息を付すことなく計算すると、別紙2「計算書」のとおり、142万1328円とな

り、同金額に対する訴状送達日の翌日である平成21年9月29日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金を付加すべきこととなる（被控訴人の上記利息の支払請求には、遅延損害金の請求も含まれるものと解される。）。

## 2 結論

以上によれば、被控訴人の本件請求は、控訴人に対し、上記過払金142万1328円及びこれに対する平成21年9月29日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がない。よって、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 安 原 清 蔵

裁判官 坂 倉 充 信

裁判官 和 田 健

利息制限法に基づく法定金利計算書

(円未満の端数は5を66日とする。当払利息は5年を266日とする。)

債権者: 貸付金: 150,000  
 貸金番号: 貸付金: 150,000  
 貸金業者: プロミス

返済利率: 5%  
 返済回数: 36  
 返済日: 毎月10日

年月日	借入金額	返済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	当払利息	返済額
1	150,000	0	0.18	0	0	0	150,000	0	0
2	0	10,000	0.18	23	1,701	0	141,701	0	0
3	0	10,000	0.18	32	2,236	0	133,937	0	0
4	0	10,000	0.18	10	669	0	124,597	0	0
5	0	10,000	0.18	20	1,273	0	115,825	0	0
6	0	10,000	0.18	31	1,770	0	107,595	0	0
7	40,000	0	0.18	30	1,591	0	139,186	0	0
8	0	10,000	0.18	30	2,059	0	131,236	0	0
9	0	10,000	0.18	30	1,911	0	123,186	0	0
10	0	10,000	0.18	25	1,518	0	114,704	0	0
11	0	10,000	0.18	35	1,979	0	106,683	0	0
12	0	10,000	0.18	31	1,630	0	100,313	0	0
13	0	10,000	0.18	32	2,213	0	91,126	0	0
14	0	10,000	0.18	29	2,447	0	83,573	0	0
15	0	10,000	0.18	33	2,561	0	76,234	0	0
16	0	10,000	0.18	29	2,234	0	72,468	0	0
17	0	10,000	0.18	28	2,050	0	68,518	0	0
18	0	10,000	0.18	37	2,717	0	62,735	0	0
19	0	10,000	0.18	30	1,953	0	64,698	0	0
20	0	10,000	0.18	32	2,591	0	57,297	0	0
21	0	10,000	0.18	31	2,404	0	54,701	0	0
22	0	117,058	0.18	24	1,771	0	265,016	0	0
23	0	20,000	0.18	39	5,097	0	250,113	0	0
24	0	20,000	0.18	25	3,083	0	233,196	0	0
25	0	20,000	0.18	32	3,680	0	216,816	0	0
26	0	20,000	0.18	35	3,743	0	210,619	0	0
27	0	20,000	0.18	27	3,203	0	223,822	0	0
28	0	20,000	0.18	29	3,200	0	207,922	0	0
29	0	20,000	0.18	31	3,164	0	190,186	0	0
30	0	20,000	0.18	31	2,907	0	173,099	0	0
31	0	20,000	0.18	35	2,987	0	156,080	0	0
32	0	20,000	0.18	29	2,328	0	138,322	0	0
33	0	60,000	0.18	24	1,637	0	198,312	0	0
34	0	20,000	0.18	31	2,933	0	180,247	0	0
35	0	20,000	0.18	24	2,133	0	162,375	0	0
36	0	20,000	0.18	39	3,115	0	145,490	0	0
37	0	20,000	0.18	29	2,075	0	127,565	0	0
38	0	80,000	0.18	18	1,128	0	129,129	0	0
39	0	20,000	0.18	15	1,327	0	130,021	0	0
40	0	30,000	0.18	25	2,365	0	202,357	0	0
41	0	20,000	0.18	35	3,483	0	185,840	0	0
42	0	20,000	0.18	24	3,107	0	168,947	0	0
43	0	20,000	0.18	23	1,911	0	170,888	0	0
44	0	10,000	0.18	35	2,940	0	163,798	0	0
45	0	10,000	0.18	0	0	0	153,798	0	0

年月日	借入金額	返済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	当払利息	返済額
46	50,000	20,000	0.18	28	2,117	0	185,915	0	0
47	0	20,000	0.18	33	3,200	0	169,115	0	0
48	0	20,000	0.18	29	2,411	0	151,526	0	0
49	0	20,000	0.18	26	1,937	0	133,463	0	0
50	0	6,680	0.18	27	2,309	0	375,032	0	0
51	0	20,000	0.18	37	6,049	0	361,936	0	0
52	0	20,000	0.18	33	5,899	0	347,826	0	0
53	0	20,000	0.18	31	5,311	0	333,143	0	0
54	0	20,000	0.18	32	5,357	0	318,400	0	0
55	0	20,000	0.18	28	4,396	0	302,796	0	0
56	0	20,000	0.18	28	4,181	0	286,977	0	0
57	0	20,000	0.18	32	4,528	0	271,595	0	0
58	0	20,000	0.18	31	4,159	0	255,656	0	0
59	0	20,000	0.18	29	3,656	0	309,311	0	0
60	0	20,000	0.18	29	4,423	0	293,734	0	0
61	0	16,000	0.18	26	3,766	0	281,500	0	0
62	0	1,000	0.18	0	0	0	280,500	0	0
63	0	19,000	0.18	35	4,841	0	266,341	0	0
64	0	20,000	0.18	28	3,677	0	250,018	0	0
65	0	20,000	0.18	35	4,315	0	234,333	0	0
66	0	20,000	0.18	28	3,235	0	217,588	0	0
67	0	20,000	0.18	31	3,245	0	200,854	0	0
68	0	20,000	0.18	32	3,170	0	184,064	0	0
69	0	20,000	0.18	31	2,873	0	166,877	0	0
70	0	20,000	0.18	32	2,839	0	149,510	0	0
71	0	20,000	0.18	28	2,064	0	131,574	0	0
72	0	20,000	0.18	33	2,141	0	113,785	0	0
73	0	20,000	0.18	26	1,570	0	95,285	0	0
74	0	20,000	0.18	28	1,315	0	76,600	0	0
75	0	20,000	0.18	33	1,246	0	57,866	0	0
76	0	20,000	0.18	28	798	0	88,644	0	0
77	0	50,000	0.18	33	1,492	0	70,066	0	0
78	0	20,000	0.18	30	1,036	0	101,122	0	0
79	0	20,000	0.18	30	1,496	0	82,618	0	0
80	0	20,000	0.18	31	1,263	0	63,881	0	0
81	0	20,000	0.18	30	945	0	114,826	0	0
82	0	20,000	0.18	32	1,812	0	126,638	0	0
83	0	20,000	0.18	31	1,936	0	108,574	0	0
84	0	20,000	0.18	30	1,666	0	90,180	0	0
85	0	20,000	0.18	30	1,374	0	91,514	0	0
86	0	10,000	0.18	0	0	0	101,514	0	0
87	0	20,000	0.18	26	1,301	0	82,815	0	0
88	0	20,000	0.18	32	1,507	0	64,322	0	0
89	0	20,000	0.18	28	885	0	45,207	0	0
90	0	20,000	0.18	32	1,111	0	25,918	0	0
91	0	20,000	0.18	32	407	0	26,325	0	0
92	0	35,000	0.18	27	349	0	41,674	0	0
93	0	20,000	0.18	32	555	0	22,329	0	0
94	0	20,000	0.18	29	318	0	2,587	0	0
95	0	20,000	0.18	33	42	0	-17,311	0	0
96	0	20,000	0.18	32	0	0	-57,311	0	0
97	0	20,000	0.18	29	0	0	57,311	0	0

年月日	借入金額	返済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	返済利息	返済利息 累計
98. 12. 5	20,000	0	0.18	30	0	0	-77,311	-234	-234
99. 1. 16	20,000	0	0.18	32	0	0	-91,211	-338	-572
100. 2. 10	50,000	0	0.18	24	0	0	-38,324	-519	-1,091
101. 3. 5	20,000	0	0.18	6	0	0	-68,424	-59	-1,150
102. 3. 27	20,000	0	0.18	28	0	0	-88,424	-262	-1,412
103. 4. 24	20,000	0	0.18	33	0	0	-108,424	-399	-1,811
104. 5. 26	20,000	0	0.18	23	0	0	-128,424	-150	-1,961
105. 6. 26	20,000	0	0.18	30	0	0	-148,424	-150	-2,111
106. 7. 27	30,000	0	0.18	32	0	0	-168,424	-517	-2,628
107. 8. 28	20,000	0	0.18	28	0	0	-188,424	-162	-2,790
108. 9. 29	20,000	0	0.18	32	0	0	-208,424	-616	-3,406
109. 10. 30	20,000	0	0.18	31	0	0	-228,424	-631	-4,037
110. 11. 31	40,000	0	0.18	30	0	0	-248,424	-742	-4,779
111. 12. 31	20,000	0	0.18	30	0	0	-268,424	-670	-5,449
112. 1. 31	20,000	0	0.18	25	0	0	-288,424	-639	-6,088
113. 2. 21	35,000	0	0.18	26	0	0	-308,424	-704	-6,792
114. 3. 21	20,000	0	0.18	32	0	0	-328,424	-921	-7,713
115. 4. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-348,424	-1,088	-8,801
116. 5. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-368,424	-1,234	-10,035
117. 6. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-388,424	-1,371	-11,406
118. 7. 21	20,000	0	0.18	33	0	0	-408,424	-1,583	-12,989
119. 8. 21	20,000	0	0.18	32	0	0	-428,424	-1,771	-14,760
120. 9. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-448,424	-1,944	-16,704
121. 10. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-468,424	-2,101	-18,805
122. 11. 21	20,000	0	0.18	32	0	0	-488,424	-2,343	-21,148
123. 12. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-508,424	-2,571	-23,719
124. 1. 21	20,000	0	0.18	28	0	0	-528,424	-2,784	-26,503
125. 2. 21	50,000	0	0.18	25	0	0	-548,424	-3,173	-29,676
126. 3. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-568,424	-3,648	-33,324
127. 4. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-588,424	-4,111	-37,435
128. 5. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-608,424	-4,562	-41,997
129. 6. 21	20,000	0	0.18	32	0	0	-628,424	-5,001	-47,000
130. 7. 21	20,000	0	0.18	26	0	0	-648,424	-5,428	-52,428
131. 8. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-668,424	-5,843	-58,271
132. 9. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-688,424	-6,246	-64,517
133. 10. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-708,424	-6,637	-71,154
134. 11. 21	20,000	0	0.18	28	0	0	-728,424	-7,016	-78,170
135. 12. 21	50,000	0	0.18	22	0	0	-748,424	-7,383	-85,553
136. 1. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-768,424	-7,738	-93,291
137. 2. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-788,424	-8,081	-101,372
138. 3. 21	20,000	0	0.18	28	0	0	-808,424	-8,412	-109,784
139. 4. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-828,424	-8,731	-118,515
140. 5. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-848,424	-9,038	-127,553
141. 6. 21	20,000	0	0.18	33	0	0	-868,424	-9,333	-136,886
142. 7. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-888,424	-9,616	-146,502
143. 8. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-908,424	-9,887	-156,389
144. 9. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-928,424	-10,146	-166,535
145. 10. 21	50,000	0	0.18	25	0	0	-948,424	-10,393	-177,028
146. 11. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-968,424	-10,628	-187,656
147. 12. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-988,424	-10,851	-198,507
148. 1. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-1,008,424	-11,062	-209,569
149. 2. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-1,028,424	-11,261	-220,830

年月日	借入金額	返済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	返済利息	返済利息 累計
150. 3. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-1,048,424	-11,448	-232,278
151. 4. 21	20,000	0	0.18	28	0	0	-1,068,424	-11,623	-243,901
152. 5. 21	60,000	0	0.18	31	0	0	-1,088,424	-11,786	-255,687
153. 6. 21	20,000	0	0.18	32	0	0	-1,108,424	-11,937	-267,624
154. 7. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-1,128,424	-12,076	-279,700
155. 8. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-1,148,424	-12,203	-291,903
156. 9. 21	20,000	0	0.18	32	0	0	-1,168,424	-12,318	-304,221
157. 10. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-1,188,424	-12,421	-316,642
158. 11. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-1,208,424	-12,512	-329,154
159. 12. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-1,228,424	-12,591	-341,745
160. 1. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-1,248,424	-12,658	-354,403
161. 2. 21	20,000	0	0.18	33	0	0	-1,268,424	-12,713	-367,116
162. 3. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-1,288,424	-12,756	-379,872
163. 4. 21	20,000	0	0.18	28	0	0	-1,308,424	-12,787	-392,659
164. 5. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-1,328,424	-12,806	-405,465
165. 6. 21	50,000	0	0.18	29	0	0	-1,348,424	-12,813	-418,278
166. 7. 21	30,000	0	0.18	30	0	0	-1,368,424	-12,808	-431,086
167. 8. 21	20,000	0	0.18	31	0	0	-1,388,424	-12,791	-443,877
168. 9. 21	30,000	0	0.18	31	0	0	-1,408,424	-12,762	-456,639
169. 10. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-1,428,424	-12,721	-469,360
170. 11. 21	50,000	0	0.18	28	0	0	-1,448,424	-12,668	-482,028
171. 12. 21	20,000	0	0.18	32	0	0	-1,468,424	-12,603	-494,631
172. 1. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-1,488,424	-12,526	-507,157
173. 2. 21	20,000	0	0.18	25	0	0	-1,508,424	-12,437	-519,594
174. 3. 21	20,000	0	0.18	32	0	0	-1,528,424	-12,336	-531,930
175. 4. 21	20,000	0	0.18	28	0	0	-1,548,424	-12,223	-544,153
176. 5. 21	30,000	0	0.18	33	0	0	-1,568,424	-12,098	-556,251
177. 6. 21	20,000	0	0.18	29	0	0	-1,588,424	-11,961	-568,212
178. 7. 21	40,000	0	0.18	24	0	0	-1,608,424	-11,812	-580,024
179. 8. 21	20,000	0	0.18	6	0	0	-1,628,424	-11,651	-591,675
180. 9. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-1,648,424	-11,478	-603,153
181. 10. 21	20,000	0	0.18	30	0	0	-1,668,424	-11,293	-614,446
182. 11. 21	480,000	0	0.18	22	0	0	-1,688,424	-11,096	-625,542

